

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和6年(2024年)1月25日作成)

[所管：市民協働部 人権政策課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	とよなか国際交流センター条例	4	とよなか国際交流センターの使用承認	A	A
2	とよなか国際交流センター条例	8-3	とよなか国際交流センターの使用料減免	A	A
3	とよなか国際交流センター条例	9	とよなか国際交流センターの使用料返還	A	A
4	とよなか国際交流センター条例	11	とよなか国際交流センターの設備承認	A	A
5	とよなか男女共同参画推進センター条例	4	とよなか男女共同参画推進センターの使用承認	A	A
6	とよなか男女共同参画推進センター条例	8-3	とよなか男女共同参画推進センターの使用料減免	A	A
7	とよなか男女共同参画推進センター条例	9	とよなか男女共同参画推進センターの使用料返還	A	A
8	とよなか男女共同参画推進センター条例	11	とよなか男女共同参画推進センターの設備承認	A	A
9	豊中市立人権平和センター条例	4	人権平和センターの使用承認	A	A
10	豊中市立人権平和センター条例	8-3	人権平和センターの使用料減免	A	A
11	豊中市立人権平和センター条例	9	人権平和センターの使用料返還	A	A
12	豊中市立人権平和センター条例	11	人権平和センターの設備承認	A	A

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	とよなか国際交流センターの使用承認
根拠法令及び条項	とよなか国際交流センター条例 第4条
所管部課（室）係名	市民協働部 人権政策課
関係条項	とよなか国際交流センター条例 第3条第1項、第5条
審査基準	<p>○国際交流に関する会議、研修、催し等へのセンターの施設の提供 「国際交流」に関する活動に該当するか否かは、とよなか国際交流センター条例第1条の設置の主旨目的に照らし、次の基準により判断します。</p> <p>公共団体、公共的団体が行う事業、外国人で構成する団体の活動又は市民団体による人権尊重、相互理解を前提とした自主的な活動であって、次のいずれかに該当すると認められるもの。</p> <p>①諸外国の人々との友好親善交流を目的とした芸術、文化等に関する活動</p> <p>②外国人相互の連携又は外国人の生活、福祉の向上に資する活動</p> <p>③地域に暮らす様々な文化を持つ人々との共生の社会づくりに資する活動</p> <p>④その他の活動であって、当該活動が広がりをもち、地域社会の国際化の推進、地球規模の問題の解決に資するもの</p> <p>したがって、「国際交流」に関する活動には、広く国際協力、国際的な人権擁護活動も含まれるが、単に外国の芸術、文化、言語等に関するグループ内部の趣味的な活動又は技能の習得、研究のみを目的とするものは該当しません。</p> <p>第1条（抄） 世界の多様な文化や人々との相互理解を深め、人権尊重を基調とした住民主体の国際交流活動を推進するとともに、地域社会の国際化の促進を図る。</p> <p>○具体的には、次の場合は「国際交流」活動に該当します。</p> <p>①国際交流に関する会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人とよなか国際交流協会、とよなか国際交流センター登録グループ、国際交流市民ネットとよなか加盟団体、特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会加盟団体その他国際交流を目的とする団体及び外国人で構成する団体（上記基準の②に合致する活動を行う団体に限る）が行う例会、研究会等 <p>②国際交流に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、団体がその構成員に対し行う条例第1条に適合する研修会
	基準

		<p>③国際交流に関する催し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解、外国事情、国際人権教育等に関する講演会、シンポジウム等 ・民族音楽、舞踊の公演、外国料理の講習会等（営利目的の場合を除く） ・外国人のための日本語講座、外国人支援、国際協力の目的で行われるバザー等
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成27年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日
	内訳	
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	とよなか国際交流センターの使用料減免	
根拠法令及び条項	とよなか国際交流センター条例 第8条第3項	
所管部課(室)係名	市民協働部 人権政策課	
審査基準	関係条項	とよなか国際交流センター条例施行規則 第8条
	基準	<p>市長が、特別の理由があると認めるとき。(同条例第8条第3項) 上記に該当するものは、以下のとおりです。</p> <p>【免除】</p> <p>①豊中市が、とよなか国際交流センター条例第1条の目的で、同センターを使用するとき。</p> <p>②公益財団法人とよなか国際交流協会が、指定管理事業以外の事業を行うにあたって、とよなか国際交流センター条例第1条の目的で、同センターを使用するとき。</p> <p>③とよなか国際交流センター登録グループ制度実施要綱第3条第1項第2号による使用。</p> <p>④とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ登録団体制度実施要綱第3条第1項第2号及び3号による使用。</p> <p>⑤一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団が、とよなか男女共同参画推進センター条例第1条の目的で、とよなか国際交流センターの施設を使用するとき。</p> <p>⑥豊中市が、とよなか男女共同参画推進センター条例第1条の目的で、同センターを使用しようとする場合において、他の利用者の使用等により同センターの使用ができない場合において、とよなか国際交流センターを使用するとき。</p> <p>⑦豊中市が、とよなか男女共同参画推進センター条例第1条の目的でとよなか国際交流センターの和室を使用するとき。</p> <p>【減額】</p> <p>①とよなか男女共同参画推進センター条例第1条の目的で、同センターを使用しようとする場合において、他の利用者の使用等により同センターの使用ができない場合において、とよなか国際交流センターを使用するとき。</p> <p>②とよなか男女共同参画推進センター条例第1条の目的で、とよなか国際交流センターの和室を使用するとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定 (令和6年1月25日最終変更)
標準	標準処理期間	即日

準 処 理 期 間	内訳	
	設定等年月日	平成 9 年 (1997 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	とよなか国際交流センターの使用料返還	
根拠法令及び条項	とよなか国際交流センター条例 第9条	
所管部課（室）係名	市民協働部 人権政策課	
審査基準	関係条項	とよなか国際交流センター条例施行規則 第9条
	基準	<p>以下の場合には使用料を返還する場合があります。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき。既納の使用料の全額 例示すると以下のとおりです。</p> <p>①風水害等の自然災害、その他の災害により、センターの施設が使用できない場合</p> <p>②風水害等の自然災害、その他の災害により、交通機関が遮断し、使用者がセンターに来ることができない場合</p> <p>③センターの設備が故障した場合</p> <p>④その他上記に準ずると認められる場合</p> <p>(2) 使用する日の7日前までに使用承認の取り消しを申し出て市長が相当の理由があると認めたとき。既納の使用料の半額（附属設備に係る使用料にあっては、その全額）</p> <p>①講師、出演者の都合等やむを得ない理由により催しを中止したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めたとき。</p> <p>①やむを得ない理由により、附属設備を利用しなかった場合 附属設備に係る使用料の全額</p> <p>②感染症のまん延の防止、その他の理由により市の要請に基づき催し等を中止した場合 既納の使用料の全額</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成27年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日
	内訳	
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		とよなか国際交流センターの設備承認
根拠法令及び条項		とよなか国際交流センター条例 第11条
所管部課(室)係名		市民協働部 人権政策課
審査基準	関係条項	
	基準	<p>センターの施設に特別の設備又は装飾をしようとするときは、予め承認を受けてください。</p> <p>例示すると以下のとおりです。</p> <p>①照明、音響設備を増設しようとするとき</p> <p>②センターの備品以外の電気、ガス調理器具を使用しようとするとき</p> <p>③看板等を設置しようとするとき</p> <p>④施設にポスター、張り紙等を貼付しようとするとき</p> <p>⑤その他これに準ずると認められるとき</p> <p>ただし、センターの設備の電力容量を超える場合は増設できません。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定 (平成27年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	即日
	内訳	
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	とよなか男女共同参画推進センターの使用承認
根拠法令及び条項	とよなか男女共同参画推進センター条例第4条
所管部局課室係名	市民協働部 人権政策課
関係条項	同条例第1条、第3条、第5条
審 査 基 準	<p>1 男女共同参画の推進に関する会議、研修、催し等であること。(同条例第3条第1項第6号)</p> <p>上記に該当するものを例示すると、以下のとおりです。</p> <p>①公共団体、公共的団体、あるいは市民団体・グループによる人権尊重、相互理解を前提とした自主的な活動であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向けての啓発活動・学習活動 ・男女共同参画社会に資するための調査・研究活動 ・女性と男性の対等なパートナーシップ形成のためのネットワークづくりのための活動 ・その他の活動であって、当該活動が広がりをもち、地域社会における男女共同参画社会実現の促進、固定的性別役割分担の解消に資するもの <p>②センターの設置趣旨である社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任をわかし合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざすことを活動内容とするグループ・団体及び個人</p> <p>③企業・団体がその構成員に対し行う「とよなか男女共同参画推進センター条例」第1条に適合する研修会</p> <p>2 とよなか男女共同参画推進センター条例第3条第1項の事業に支障がないときは、一般の利用に施設を貸出します。(同条例第3条第2項)</p> <p>3 次の各号の一に該当するときは、使用は承認されません。(同条例第4条)</p> <p>(1)センターの設置目的を損なうと認めるとき。</p> <p>(2)他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3)営利を目的として使用するものと認めるとき。</p> <p>(4)管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5)その他市長が適当でないとき。</p> <p>上記(1)～(4)に該当するものを例示すると、以下のとおりです。</p> <p>①男女共同参画社会の実現や男女の人権の確立などのセンター設置目的について非難、誹謗したと認めるとき。</p> <p>②火気の使用又は臭気、騒音等の発生を伴う使用を行う場合に、その対策が十分にでなく、他の利用者や一般市民に迷惑を及ぼし又は危険が及ぶおそれがあると認めるとき。</p> <p>③指定暴力団等その構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行</p>

		<p>うことを助長する、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがあると認めるとき。</p> <p>④建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>⑤過去に施設管理上の指示に従わなかったなど管理上支障が生じるおそれがある団体が使用しようとするとき。</p> <p>⑥収容定員を超えて使用しようとするとき。</p> <p>⑦葬儀、告別式その他これら類する行事として施設を使用しようとするとき。</p> <p>⑧主として営利を目的とする物品の販売又は宣伝、営業としての講座の開催もしくはこれらに類する活動として施設を使用しようとするとき。</p> <p>◎営利目的</p> <p>次の条件のうち一つでもあてはまると営利目的とみなします。</p> <p>1)事業の決定権は先生がもっている。</p> <p>2)「先生と生徒」という契約関係がある。</p> <p>3)現在の指導者がいなくなれば活動が停止する。</p> <p>4)営利目的で参加費（受講料）を徴収している。</p> <p>5)当日の参加費が無料でも、営利目的で月謝や年会費を徴収している。</p> <p>6)特定の教室、先生（プロ）の宣伝・PRがある催し。</p> <p>7)営利目的で、不特定多数に参加を呼びかける。</p> <p>⑨施設の使用目的に記載されている内容が、当該催しの参加者に十分周知されていないとき。</p> <p>⑩主として布教を目的とする宗教活動として施設を使用しようとするとき。</p> <p>⑪承認書類の記載事項に虚偽が認められるとき。</p> <p>⑫その他上記の①～⑩に準ずると認められるとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 14 年（2002 年）10 月 18 日設定 （平成 17 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即 日
	内 訳	
	設定等年月日	平成 14 年（2002 年）10 月 18 日設定 （平成 17 年 4 月 1 日最終変更）
	備 考	

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	とよなか男女共同参画推進センターの使用料減免	
根拠法令及び条項	とよなか男女共同参画推進センター条例第 8 条第 3 項	
所管部局課室係名	市民協働部 人権政策課	
審 査 基 準	関 係 条 項	同条例施行規則第 10 条
	基 準	<p>市長が、特別の理由があると認めるとき。(同条例第 8 条第 3 項) 上記に該当するものは、以下のとおりです。</p> <p>【免除】</p> <p>①豊中市が、とよなか男女共同参画推進センター条例第 1 条の目的で、同センターを使用するとき。</p> <p>②一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団が、指定管理事業以外の事業を行うにあたって、とよなか男女共同参画推進センター条例第 1 条の目的で、同センターを使用するとき。</p> <p>③とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ登録団体制度実施要綱第 3 条第 1 項第 2 号による使用。</p> <p>④とよなか国際交流センター登録グループ制度実施要綱第 3 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項による使用。</p> <p>⑤公益財団法人とよなか国際交流協会が、とよなか国際交流センター条例第 1 条の目的で、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの施設を使用するとき。</p> <p>⑥豊中市が、とよなか国際交流センター条例第 1 条の目的で、同センターの施設を使用する場合において、他の利用者の使用等により同センターの使用ができない場合において、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの施設を使用するとき。</p> <p>⑦豊中市が、とよなか国際交流センター条例第 1 条の目的で、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷのホールを使用するとき。</p> <p>【減額】</p> <p>①とよなか国際交流センター条例第 1 条の目的で、同センターの施設を使用する場合において、他の利用者の使用等により同センターの使用ができない場合において、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの施設を使用するとき。</p> <p>②とよなか国際交流センター条例第 1 条の目的で、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷのホールを使用するとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 14 年 (2002 年) 10 月 18 日設定 (令和 6 年 1 月 25 日最終変更)
標 票	標準処理期間 即 日	

準 処 理 期 間	内 訳	
	設定等年月日	平成 14 年（2002 年）10 月 18 日設定 （平成 21 年 4 月 1 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	とよなか男女共同参画推進センターの使用料返還	
根拠法令及び条項	とよなか男女共同参画推進センター条例第 9 条	
所管部局課室係名	市民協働部 人権政策課	
審 査 基 準	関 係 条 項	同条例施行規則第 11 条
	基 準	<p>1 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき 既納の使用料の全額（同条例施行規則第 11 条第 1 項第 1 号）</p> <p>上記に該当するものを例示すると以下のとおりです。</p> <p>①風水害等自然災害、その他災害により施設が使用できないとき。 ②風水害等自然災害、その他災害により交通機関が遮断し、使用者がセンターに来ることができないとき。 ③施設の設備が故障したとき。 ④その他上記に準ずると認められるとき。</p> <p>2 使用する日の 7 日前までに使用承認の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき 既納の使用料の半額（附属設備に係る使用料にあつては、その全額）（同条例施行規則第 11 条第 1 項第 2 号）</p> <p>例示すると以下のとおりです。</p> <p>①講師、出演者の都合等やむを得ない理由により、催しを中止したとき。</p> <p>3 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が相当な理由があると認めたとき 附属設備に係る費用の全額</p> <p>例示すると以下のとおりです。</p> <p>①やむを得ない理由により、附属設備を使用しなかったとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 14 年（2002 年）10 月 18 日設定（平成 年 月 最終変更）
	標準処理期間	即 日
標 準 処 理 期 間	内 訳	
	設定等年月日	平成 14 年（2002 年）10 月 18 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		とよなか男女共同参画推進センターの設備承認
根拠法令及び条項		とよなか男女共同参画推進センター条例第 11 条
所管部局課室係名		市民協働部 人権政策課
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	<p>1 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。(同条例第 11 条第 1 項)</p> <p>上記に該当するものを例示すると以下のとおりです。</p> <p>①照明、音響設備を増設しようとするとき。</p> <p>②施設の備品以外の電気、ガス調理器具を使用しようとするとき。</p> <p>③看板等を設置しようとするとき。</p> <p>④施設にポスター、張り紙等を貼付しようとするとき。</p> <p>⑤その他これに準ずると認められるとき。</p> <p>ただし、施設の設備の電力容量を超える場合は増設できません。</p> <p>2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第 6 条第 1 項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。(同条例第 11 条第 2 項)</p> <p>3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。(同条例第 11 条第 3 項)</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 14 年 (2002 年) 10 月 18 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即 日
	内 訳	
	設定等年月日	平成 14 年 (2002 年) 10 月 18 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備 考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	人権平和センターの使用承認
根拠法令及び条項	豊中市立人権平和センター条例第4条
所管部課(室)係名	市民協働部 人権政策課 人権平和センター
関係条項	豊中市立人権平和センター条例第5条、第6条
審査基準	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用を承認しない。</p> <p>(1) センターの設置目的を損なうと認めるとき。</p> <p>(2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として使用するものと認めるとき。</p> <p>(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(5) 管理上支障があるとき。</p> <p>(6) その他市長が適当でないと認めるとき。</p> <p>上記(1)～(6)に該当するものを例示すると、以下のとおりです。</p> <p>①火気の使用又は臭気、騒音等を発生する使用を行う場合であって、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や市民に危害が及ぶおそれがあると認められるとき。</p> <p>②暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>③当該使用により多人数が集まることにより、交通の渋滞その他場内外において混乱が発生するおそれがあると認められるとき。</p> <p>④当該使用により建物や付帯設備などを破損、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>⑤施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。</p> <p>⑥定員を超える使用の時。</p> <p>⑦葬儀、告別式等、これらに類する行事として施設を使用しようとするとき。</p> <p>⑧主として物品の販売又は宣伝、若しくはこれらに類することを目的として使用しようとするとき。</p> <p>⑨主として布教を目的とする宗教活動を行おうとするとき。</p> <p>⑩特定の政治団体又は個人が政治活動を行おうとするとき。</p> <p>⑪申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。</p> <p>⑫青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用を行おうとするとき。</p> <p>⑬その他、上記①～⑫に準ずると認められるとき。</p>

	参考事項	
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 (令和 年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間	即日
	内訳	經由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 (令和 年 月 日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	人権平和センターの使用料減免	
根拠法令及び条項	豊中市立人権平和センター条例第 8 条第 3 項	
所管部課（室）係名	市民協働部 人権政策課 人権平和センター	
審査基準	関係条項	豊中市立人権平和センター条例第 8 条
	基準	<p>市長は、特別の理由があると認めるときは、同条前2項の使用料を減免することができる。</p> <p>例示すると、以下のとおりです。</p> <p>①自然災害及び火災等その他災害に遭った市民が集会などのためにセンターを使用するとき。</p> <p>②その他上記に準ずると認められるとき。</p>
	参考事項	<p>(1)使用者は、別表に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。(同条例第 8 条第 1 項)</p> <p>(2)使用者が附属設備を使用するときは、市規則で定める使用料を前納しなければならない。(同条例第 8 条第 2 項)</p>
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日
	内訳	<p>経由期間 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 日（ 部 課）</p>
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	人権平和センターの使用料返還	
根拠法令及び条項	豊中市立人権平和センター条例第9条	
所管部課（室）係名	市民協働部 人権政策課 人権平和センター	
審査基準	関係条項	豊中市立人権平和センター条例第8条 豊中市立人権平和センター条例施行規則第11条
	基準	以下の事由等により使用料を返還する場合がある。 (1)使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。既納の使用料の全額 例示すると以下のとおりです ① 自然災害その他災害によりセンターの施設が使用できない場合。 ② 自然災害や特別警報発令により交通機関が麻痺し、事業実施ができない場合。 ③ センターの設備が故障した場合。 ④ その他上記に準ずると認められる場合。 (2)使用する日の7日(人権平和センターのホールにあっては、1月)前までに使用許可の取り消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。既納の使用料の半額。 附属設備に係る使用料にあっては、全額。 例示すると以下のとおりです 講師や出演者の都合で止むを得なく中止になった場合。 (3)前2項に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めたとき附属設備に係る使用料の全額。 例示すると以下のとおりです。 やむを得ない理由により、附属設備を使用しなかったとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成31年4月1日設定（令和6年1月25日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成31年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	人権平和センターの設備承認	
根拠法令及び条項	豊中市立人権平和センター条例第 1 1 条	
所管部課（室）係名	市民協働部 人権政策課 人権平和センター	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>センターの施設に特別の設備又は装飾をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。</p> <p>例示すると以下のとおりです。</p> <p>①照明を増設しようとするとき。</p> <p>②音響設備を増設しようとするとき。</p> <p>③看板、ポスター、貼り紙等を設置、貼付しようとするとき。</p> <p>④その他これに準ずると認められるとき。</p> <p>ただし、センターの設備の電力容量を超える場合や、重量容量を超える場合は増設、設置はできません。</p> <p>(2)使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第 6 条第 1 項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>(3)使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日
	内訳	<p>経由期間 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 日（ 部 課）</p>
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定（令和 年 月 日最終変更）
備考		